政令

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年十一月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百五十四号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三境港の項中「四〇〇メートル」を「六〇〇メートル」に改める。

附　則

この政令は、令和六年十二月一日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

省令

○農林水産省令第五十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和六年十一月二十七日

農林水産大臣　江藤　拓

アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令を廃止する省令

アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令（令和五年農林水産省令第九号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。